



## 尾張西枇杷島まつり 花火大会協賛募集

この地方の初夏の訪れを告げる尾張西枇杷島まつりは、6月4日(土)・5日(日)に開催予定です。

勇壮な山車の曳き回しとからくり人形の演舞とともにまつりを彩る、打上げ花火大会への協賛を募集します。皆様からの協賛により、盛大で華やかな大会となるようご協力をお願いします。

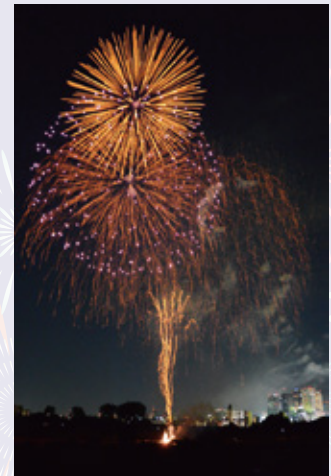
**協賛事業** 尾張西枇杷島まつり花火大会協賛

花火大会 6月4日(土)午後7時30分から(予定)

庄内川リバーランドにて開催(予定) ※荒天の場合、翌日へ順延

**協賛募集** 市内外を問わず企業・商店、個人の皆様から広く募集します。

(広報清須2月号折込のチラシもご覧ください。)



**募集金額** 1口**5万円**、**3万円**、**1万円**の協賛を募集します。

《**5万円**》5号玉5発、観覧席4席提供、打上げ時の協賛者名及びメッセージ紹介、まつりガイド及びポスターへの記載

《**3万円**》4号玉5発、観覧席2席提供、打上げ時の協賛者名及びメッセージ紹介、まつりガイドへの記載

《**1万円**》3号玉3発、打上げ時の協賛者名紹介、まつりガイドへの記載



### 申込・問合せ

指定用紙に必要事項を記載していただき、市観光協会へ提出してください。

詳しくは、市観光協会ホームページをご覧ください。電話にてお問合せください。

市観光協会[産業課(本庁舎)内] ☎052-400-2911

市観光協会ホームページ <http://www.kiyosu-kanko.jp/>

## 清須 Wi-Fiナビ 平成28年度 新規店舗情報(有料)掲載 募集

昨年10月より、清洲城と清洲ふるさとのやかたにて運用開始しています無線公衆LAN利用者への観光ポータルサイト(Kiyosu Free Wi-Fi)での情報掲載店舗を募集します。

清洲城等への観光客に、多言語(英語や中国語)で店舗情報やお得なクーポンを発行できる情報サイトです。

※既に掲載済店舗の皆様への継続案内は、別途ご案内します。



**掲載期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

**掲載費用** 初年度 年額3万円

2年目以降 年額1,000円

※観光協会法人会員(5,000円)加入が別途必要。

**申込期間** 2月29日(月)まで

**申込・問合せ** 市観光協会[産業課(本庁舎)内]

サイトURL <http://www.kiyosu-kanko.jp/wifi/>



# 春日五条川さくらまつり ステージイベント参加者を募集します

市では、春日五条川さくらまつりを4月2日(土)(荒天予備日:3日(日))に、はるひ夢の森公園にて開催します。

今年も、市民の方々によるステージイベントの参加出場者を募集します。

多くの人で賑わう「さくらまつり」で、音楽やダンスなどを披露してみませんか。



## <募集内容>

**参加資格** 団体・サークルであればどなたでも可能  
開催日、荒天予備日とも都合のつく方

**持ち時間** 20分以内(入退場を含む。)

※キッズダンスコンテストは開催せず、ステージイベントにて参加者を募集します。

- ・出演時間帯は、3月上旬に開催予定の説明会で決定。
- ・応募者多数の場合、出演団体の調整をさせていただきます。

## <参加申込>

産業課(本庁舎)窓口で配布します申込用紙に必要事項をご記入のうえ、次のとおり申込みください。

**申込締切** 2月19日(金)午後5時まで

**申込・問合せ** 産業課(本庁舎)



## 市ホームページ バナー広告(有料) 募集!

市ホームページ(トップページ下)に掲載するバナー広告(有料)を募集します。

**規 格** 縦60ピクセル×横120ピクセル、7キロバイト以内  
ファイル形式は、GIF又はJPEG

**掲載期間** 月単位(1回の申込で、最大12か月まで可能)  
今回は平成28年4月～平成29年3月

**掲載金額** 1か月 7,000円

**募集枠数** 14枠

**応募方法** 申込用紙に必要事項を記入・押印のうえ、人事秘書課(本庁舎)窓口提出してください。

※申込用紙は、市ホームページからダウンロードが可能です。

[ <http://www.city.kiyosu.aichi.jp> ]

**応募期間** 2月8日(月)から  
(ただし、応募数が枠数に到達次第、締切とさせていただきます。)

**問 合 せ** 人事秘書課(本庁舎)



## 迷惑電話チェッカーのモニターを募集します!

愛知県警では特殊詐欺による消費者トラブルを未然に防ぐために、迷惑電話防止機器(迷惑電話チェッカー)をモニター利用していただける方を募集します。

### 迷惑電話チェッカーとは…

全ての着信について、瞬時に愛知県警などが作成している迷惑電話の最新リストと照合され、迷惑電話と判定された場合、チェッカーの点滅ランプと音声案内で通知します。

- 対象者**
- ・市内に住所を有している世帯(1世帯につき1台)
  - ・ご自宅の固定電話に**番号表示サービス(ナンバーディスプレイサービス)**を利用している方又は機器設置までに番号表示サービス(NTT西日本の場合、月額約400円(税抜))の利用開始が可能な方
  - ・事業者からのアンケートに協力できる方

**モニター期間** 平成29年3月31日まで  
※モニター終了後も継続して利用される場合は、別途契約(費用負担)が必要となります。

**注意事項** **機器にかかる電気料金・番号表示サービス利用料金などは、利用者の負担**となります。

**問合せ** 産業課(本庁舎)



## 市役所本庁舎増築・改修工事等に伴う駐車場のご案内

■問合せ 財政課(本庁舎)

工事に伴う来庁者駐車場は、案内図のとおりです。  
ご来庁の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。


**工事期間中の本庁舎駐車場 平成28年12月20日まで(予定)**



皆様のご意見をお聞かせください **パブリック・コメント**

**清須市人口ビジョン(案)及び清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について**

市では、本市の人口の現状を分析して、人口に関する市民の認識を共有し、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「清須市人口ビジョン(案)」と、そこで提示する本市の人口に関する「目指すべき将来の方向」の実現に向けて、本市が有する特性や抱える課題を踏まえて、今後4か年の目標、施策の基本的方向及び具体的施策をまとめた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」を作成しました。そこで、その内容について、市民の皆さんから意見の募集を行います。

<p>観 覧 場 所 観 覧 時 間</p>	<p>○企画政策課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館・市立図書館 午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除く。) ○市ホームページ パブリック・コメントのページ</p>
<p>意 見 提 出 資 格</p>	<p>市内にお住まい・お勤め・在学の方及び事務所又は事業所を有する方</p>
<p>意 見 提 出 方 法</p>	<p>案件名、氏名(法人名)及び住所を記入のうえ、郵送、FAX、Eメール又は窓口提出でお願いします。様式は問いません。 ホームページからダウンロードもしくは各閲覧場所に設置の応募用紙により、ご提出いただくこともできます。</p> <p>▼郵送・FAX・Eメールの場合 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所企画政策課 宛て FAX 052-400-2963 Eメール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>▼窓口の場合 企画政策課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所 ※電話、口頭でのご意見は受け付けません。</p> 
<p>意 見 応 募 期 間</p>	<p>2月19日(金)まで (郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着)</p>
<p>提出されたご意見の 取 扱 い ・ 対 応</p>	<p>提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します。(個人情報に関しては公開しません。)</p>

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

**保護司の活動の拠点 更生保護サポートセンターが開所!!**

法務大臣から委嘱を受け、犯罪予防や更生保護活動を行っている保護司の活動拠点となる「西春日井更生保護サポートセンター」が昨年(2015)の12月17日、北名古屋市の北名古屋水道企業団師勝配水場内に開所しました。

同センターは愛知県内で10番目の開所となり、経験豊富な保護司16名が交代で企画調整保護司として常駐。保護観察対象者等との面接場所の提供、保護司同士による意見交換、地域の関係機関・団体等との連携、住民からの相談の場などとして活用され、西春日井地区(清須市・北名古屋市・豊山町)の更なる安全・安心が図られるものとして期待されます。



「西春日井更生保護サポートセンター」  
開所式の様子

- 名 称 西春日井更生保護サポートセンター
- 所在地 北名古屋市鹿田天井田16番地(北名古屋水道企業団 師勝配水場内)
- 開所日 火曜日、木曜日及び土曜日(ただし、祝日等を除く。)の午前10時～午後4時  
※相談を希望する場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。
- 連絡先 電話 0568-68-9938 FAX 0568-68-9952





## 「虐待かもしれない?」と感じたら、迷わずご連絡ください

虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。「虐待かもしれない?」と感じたら、迷わず次の窓口までご一報ください。相談内容や情報源の秘密は、守られます。調査の結果、たとえ虐待でなかったとしても、情報提供者の責任が問われることはありません。

### 児童虐待の場合

通告受付窓口	電話番号	受付時間
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	24時間 365日
中央児童・ 障害者相談 センター	052-961-7250	月～金曜日(平日) 午前9時～ 午後5時15分
子育て支援課 (清洲庁舎)	052-400-2911(代)	月～金曜日(平日) 午前8時30分～ 午後5時15分

### 高齢者虐待の場合

相談窓口	電話番号	受付時間
高齢福祉課 (清洲庁舎)	052-400-2911(代)	月～金曜日(平日) 午前8時30分～ 午後5時15分
清須市 地域包括 支援センター	052-409-9010	月～金曜日(平日) 午前8時30分～ 午後5時15分

※緊急時は時間外・休日可。生命の危機があると考えられる時は、すぐに110番へ通報をお願いします。

国民健康保険加入者の申告について

国民健康保険の制度は、市・県民税の所得情報に基づいて賦課及び区分判定を行っているため、世帯主を含む国民健康保険に加入するすべての方が申告をしていただく必要があります。(給与支払報告書、老齢年金支払報告書の提出されている方を除く。)

**【確定申告が必要な方】**  
広報清須2月号折込の「確定申告のご案内」をご覧ください。

**●国民健康保険税について**  
前年中(1月～12月)の申告等に基づいて賦課されます。

申告等をしていない場合は正しい算定ができないため、世帯の中で1人でも申告等をしていない方がいる場合、仮に所得がない場合でも軽減7割・5割・2割判定が不可能となり、均等割、平等割が軽減対象外として国民健康保険税が課税されます。

**●高額療養費所得区分について**  
同一世帯内の世帯主及び国保加入者の方で、世帯の中で1人でも申告等をしていない方がいる場合、上位所得者として判定されます。

**●高齢受給者証について**  
(70歳～74歳の方が対象)  
申告等がされていないと高齢受給者証の一部負担金割合を判定することができないため、高齢受給者証が交付されません。

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

## カルチバ新川 臨時休館のお知らせ

館内メンテナンスのため、臨時休館します。

**期間** 2月 8日(月)～2月10日(水)  
2月28日(日)～3月 2日(水)

利用者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ カルチバ新川 ☎052-401-2666



### 今月のエコチャレンジ

## 「暖房は 一枚はおって 一度下げ」

- 暖房は、家庭から出る二酸化炭素の約12パーセントを占めます。
- 暖房の設定温度を1度下げると6畳間で、ひと冬約26キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は約1,100円の節約)
- 厚手のカーテン、敷物で防寒し、暖房を毎日1時間減らせば、ひと冬約20キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は約840円の節約)

【出典：エコチャレ手帳2016(愛知県)】



■問合せ 生活環境課(本庁舎)



**ご協力ください!**

## 分別が不十分なごみ袋に対する警告シールのお知らせ

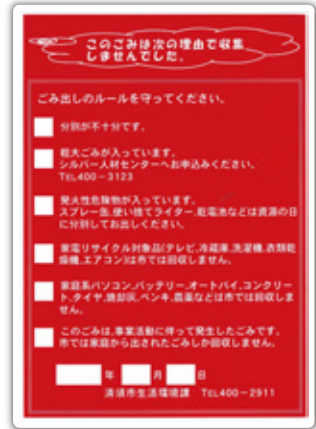
■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では市民の皆様へ可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源、発火性危険物、粗大ごみに分別して出していただくことをお願いしています。

しかし、中には分別が不十分なごみ袋や粗大ごみとして区分されている物が不燃ごみに出されているものを見かけます。ごみは、きちんと分別されれば、資源として再利用できるものがたくさんあります。

そのため、市では分別が不十分なごみ袋などに対しては、警告シール(右図)を貼り、回収を行っていません。警告シールが貼られたごみは、「清須市資源とごみのガイドブック」を参照に分別し、改めて指定日にごみを出し直してください。

これからもごみ分別にご理解をいただき、ごみの適正排出と削減にご協力をお願いします。



## 粗大ごみの申込は清須市シルバー人材センターへ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

粗大ごみの収集は、申込みから約2、3週間後の収集となります。ただし、状況によりそれ以後となる場合もあります。

●**出す場所** ご自宅前又は収集車が進入可能な道路など、交通安全上支障のない場所

●**出し方**

①**電話で申込む**

- ・住所、氏名、電話番号及び粗大ごみの種類を伝え、お申込みください。
- ・1回で5点まで申込みできます。
- ・予約後、粗大ごみの変更又はキャンセルをする場合は、必ずご連絡ください。

②**粗大ごみ処理券を購入する**

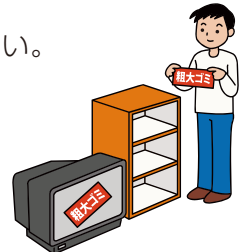
- ・粗大ごみ処理券を必要な枚数購入してください。
- ・粗大ごみ処理券は、指定ごみ袋取扱店でお求めください。
- ・粗大ごみ処理券は、1点につき1枚800円となります。

③**粗大ごみに処理券を貼り、収集日に出す**

- ・収集日は、申込時にお伝えします。
- ・処理券に氏名を記入して粗大ごみに貼り、収集日当日の朝8時までに指定された場所へ出してください。
- ・収集の時間は指定できません。また、立会いは必要ありません。
- ・持込みはできません。

●**申込** 市シルバー人材センター ☎052-400-3123

●**受付時間** 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始は除く。)



## 空き地の適正な管理をお願いします

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

空き地に繁茂した草生えの苦情が多く寄せられています。

放火や不法投棄が引き起こされやすい状況になり、近隣の方に大変な迷惑となります。

お互い気持ちよく生活するためには、快適な生活環境を保つことが大切です。空き地を所有する方は、適正な管理をお願いします。





## 平成26年度決算に基づく 清須市の連結財務諸表概要のお知らせ

市だけではなく、行政サービスを提供している関係団体も含めた資産・負債の状況、行政サービスに要したコスト、資金収支の状況などを明らかにするため、市の全会計に加えて、清須市が加入している一部事務組合、出資を行っている尾張土地開発公社・(福)清須市社会福祉協議会などを連結した財務諸表を作成します。

### 連結対象

#### ○清須市の会計

普通会計(一般会計)、水道事業会計、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

#### ○市の行政サービスを提供する関係団体

西春日井広域事務組合、五条広域事務組合、尾張市町交通災害共済組合、愛知県後期高齢者医療広域連合、尾張土地開発公社、(福)清須市社会福祉協議会

※金額は、項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

※普通会計(一般会計)に基づく財務諸表など、詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

### ● 連結貸借対照表 ●

[平成27年3月31日現在]

借 方		貸 方	
<b>【資産の部】</b> 将来に引き継ぐ財産		<b>【負債の部】</b> これから負担する分	
1. 公共資産 942億6千万円		1. 固定負債 329億1千万円	● 翌々年度以降に返済する地方債など
●(1)生活インフラ・国土保全 464億5千万円		2. 流動負債 23億6千万円	
●(2)教育 231億1千万円		負債合計 352億7千万円	● 翌年度に返済する地方債など
●(3)福祉 56億9千万円			
●(4)その他の資産 188億6千万円			
●(5)売却可能資産 1億4千万円			
2. 投資等 48億4千万円		<b>【純資産の部】</b> これまでの世代で負担した分	
● 3. 流動資産 48億4千万円		純資産合計 686億6千万円	
うち資金 44億9千万円			
<b>資産合計 1,039億3千万円</b>		<b>負債・純資産合計 1,039億3千万円</b>	

連結貸借対照表は、行政サービス提供のための資産をどのくらい有しており、それに対する地方債等の将来世代の負担となる債務がどのくらいあるかなどの清須市がどれほどの資産や債務を有しているかを表しています。

公共資産は、平成25年度末の公共資産残高に平成26年度中に取得した資産を加え、平成26年度中の減価償却分を減じて算出しています。資産の用途としては、道路・公園などの生活インフラ・国土保全が最も多く、次いで学校・社会教育施設などの教育関係が多くなっています。

資産合計(将来に引き継ぐ財産)1,039億3千万円から、負債合計(これから負担する債務)352億7千万円を引いた純資産合計(これまでの世代による負担額)は686億6千万円となっています。



## ● 連結行政コスト計算書 ●

〔自 平成26年4月 1日〕  
〔至 平成27年3月31日〕

### 〔経常行政コスト〕

人にかかるコスト	41億2千万円
物にかかるコスト	88億1千万円
移転支出的なコスト	219億8千万円
その他のコスト	7億0千万円
経常行政コスト合計(a)	356億2千万円

### 〔経常収益〕

経常収益合計(b)	78億0千万円
-----------	---------

(差引)純経常行政コスト(a)-(b)	278億1千万円
---------------------	----------

連結行政コスト計算書は、市などが行政サービス提供のために要した経費とその財源となる使用料・手数料等の収入を表しています。

「移転支出的なコスト」が大きくなっているのは、国民健康保険事業や介護保険事業などの額が大きいためです。

経常収益には、使用料・手数料や国民健康保険税など、主に受益者負担による収入が計上されています。

経常行政コスト(a)から経常収益(b)を引いた純経常行政コストは278億1千万円となっており、経常行政コストの多くが、税金などの受益者負担以外の収入で賄われていることがわかります。

## ● 連結純資産変動計算書 ●

〔自 平成26年4月 1日〕  
〔至 平成27年3月31日〕

	純資産合計
期首純資産残高	676億4千万円
純経常行政コスト	△278億1千万円
一般財源	157億2千万円
補助金等受入	133億8千万円
臨時損益	△7千万円
資産評価替えによる変動額	0千万円
その他	△2億0千万円
期末純資産残高	686億6千万円

連結純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産(資産から負債を差し引いた額)が、1年間でどのように増減したかを表しています。

純経常行政コストが278億1千万円かかったことで純資産が減った一方、地方税などの一般財源収入が157億2千万円、補助金等の受入が133億8千万円となっており、平成25年度末に676億4千万円だった純資産残高は、平成26年度末には686億6千万円となっています。

## ● 連結資金収支計算書 ●

〔自 平成26年4月 1日〕  
〔至 平成27年3月31日〕

### 〔経常的収支の部〕

経常的な行政サービスの収支の状況です。

支出合計	322億6千万円
収入合計	362億2千万円
経常的収支額①	39億5千万円

### 〔公共資産整備収支の部〕

公共施設等の整備の収支の状況です。

支出合計	57億4千万円
収入合計	43億6千万円
公共資産整備収支額②	△13億8千万円

### 〔投資・財務的収支の部〕

基金の積み立てや借金の返済などに係る収支の状況です。

支出合計	33億1千万円
収入合計	2億0千万円
投資・財務的収支額③	△31億0千万円

合計(当年度資金増減額)④(①+②+③)	△5億3千万円
----------------------	---------

前年度末資金残高⑤	23億9千万円
-----------	---------

今年度末資金残高⑥(④+⑤)	18億6千万円
----------------	---------

連結資金収支計算書は、1年間の行政サービス提供にどれだけお金が入り、どれだけ使ったかを表しています。

お金の流れを活動区分別(経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支)に表すことで、それぞれの活動における現金の獲得・使用の状況を明確にしています。

経常的な行政サービスの収支状況を示す「経常的収支の部」における収支額は39億5千万円(①)、公共施設等の整備の収支状況を示す「公共資産整備収支の部」における収支額は△13億8千万円(②)、基金の積み立てや借金の返済などに係る収支状況を示す「投資・財務的収支の部」における収支額は△31億0千万円(③)となっており、1年間で資金は5億3千万円(④)減少しています。

その結果、平成25年度末の資金残高(⑤)が23億9千万円だったことに対し、平成26年度末の資金残高(⑥)は18億6千万円となっています。

※連結貸借対照表の「資金」には、普通会計の「財政調整基金」及び「減債基金」が含まれますが、「資金」からこれらを除いた金額が、連結資金収支計算書の「期末資金残高」と一致します。

■ 問合せ 財政課(本庁舎)





# 個人番号(マイナンバー)制度 通知カード・個人番号カード (マイナンバーカード)のお知らせ



## 通知カード

### 転入や転居などをされた方へ

通知カードに最新の住所などを記入しますので、市民課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所にお持ちください。

### お亡くなりになった方の通知カードについて

通知カードの交付を受けている方がお亡くなりになった場合は、通知カードを返納する必要はありません。

## 個人番号カード(マイナンバーカード)の交付

### 窓口での交付

窓口での交付の際に混雑するおそれがあります。時間に余裕を持って、来庁していただきますようお願いします。

### 延長窓口の実施

毎週金曜日に個人番号カード(マイナンバーカード)交付業務の延長窓口を実施しています。受付時間は、午後5時30分～6時30分です。時間を過ぎてお越しになられても交付できませんので、ご注意ください。延長窓口は、3月末まで実施します。

## 個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方へ

### 個人番号カード(マイナンバーカード)のパスワード管理

個人番号カード(マイナンバーカード)のパスワードは、失念しないよう、第三者に見られないように自宅でメモを取り保管することが望ましいです。個人番号カード(マイナンバーカード)と暗証番号を記入したメモと一緒に保管したり、個人番号カード(マイナンバーカード)に暗証番号を記載したシールを貼ったりすることはしないようにお願いします。

### 転入や転居をされた方へ

転入や転居をされた場合、署名用電子証明書(インターネット等でe-Taxや電子文書を作成・送信する際に利用するもの)が失効してしまいます。署名用電子証明書が必要な方は、新たに申請が必要になります。手数料は200円です。ただし、利用者用電子証明書は失効しません。

### 個人番号カード(マイナンバーカード)の追記欄の余白がなくなった場合

個人番号カード(マイナンバーカード)を無料で再発行します。

### 個人番号カード(マイナンバーカード)の一時停止

「総務省 個人番号カードコールセンター」に届け出してください。(24時間365日対応)  
日本語対応 ☎0570-783-578 外国語対応 ☎0570-064-738

### 個人番号カード(マイナンバーカード)の一時停止解除

市民課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所で個人番号カード(マイナンバーカード)の一時停止解除の申請をしてください。

### 個人番号カード(マイナンバーカード)を紛失した方へ

市民課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所へ「個人番号カード紛失・廃止届」を提出してください。

### お亡くなりになった方の個人番号カード(マイナンバーカード)について

個人番号カード(マイナンバーカード)の交付を受けている方がお亡くなりになった場合は、返納する必要はありません。

■問合せ 市民課(本庁舎)

# 12月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

## 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案など13議案を可決

定例会は、1日から18日までの18日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上程・説明がされました。また、市長提出案件の内、専決処分した事件(損害賠償の額を定め、和解すること)については、即日、採決され全員賛成で承認しました。その他の議案については、8日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告があり、採決の結果、全議案を原案どおり可決しました。

### 可決された主な議案

- ◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案  
被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法等の一部改正に伴い、規定を整理する。
- ◆税条例等の一部を改正する条例案  
地方税法の一部改正に伴い、徴収の猶予制度の見直し等を行う。
- ◆工事請負契約(公共下水道雨水管整備工事)の締結
- ◆平成27年度一般会計補正予算(第3号)案

### 専決処分した事件

- ◆損害賠償の額を定め、和解することの承認について  
損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した。

詳しくは、広報清須2月号折込の「市議会だより第40号」及び市ホームページをご覧ください。

名古屋城下を流れる堀川にかか  
る「五条橋」も、元は清須の五条川



名古屋城の「清洲櫓」

西北隅櫓<sup>やぐら</sup>として移築されたと言わ  
れ、「清洲櫓」と呼ばれています。

古地図を片手に名古屋市内を歩  
いていると、元は清須城下にあつ  
たと言われているものを随所で発  
見することが出来ます。今回は、  
清須市以外に所在する「清須」の名  
残を紹介したいと思います。  
1610年、徳川家康の命によ  
り、名古屋築城・遷府が行われま  
した。これが「清須越」です。城や  
武家、寺社、町名、町家に至るま  
ですべてが名古屋に移されまし  
た。清須城の小天守は、名古屋城

「本町通り」など、元は清須の城下  
町にあつた地名が残っています。  
「鶴重通り」は、清須の刃物鍛冶師・  
丹羽三左衛門の夢枕に立った神が  
命じた刃物の名にちなんで付けら  
れたと言われています。  
現在、栄の繁華街に鎮座する「朝  
日神社」。こちらも清須の朝日村  
から、名古屋城下の碁盤割りの守  
護神として移築されたそうです。  
尾張名古屋の発展を支えた力  
も、元は清須の城下町で培われた  
ものが多と思うと、清須市民と  
してはちょっと誇らしいですね。

伏見や栄にも、「長者町通り」、



現在の「五条橋」

にかかつていた橋。当時の橋に  
あつた「擬宝珠」は、現在、名古屋  
城に保管されており、堀川開削よ  
りも古い年が刻まれています。

市民記者がゆく！ まちなかWatch9  
「名古屋の城下町に残る「清須」

市民記者 吉村 希代美

